

# 平成 29 年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(95点満点)

## 1. 基本的事項に係る評価

### (1) 全学的な教学マネジメント体制の構築

① 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを踏まえ、自らの取組に係る適切性を確保するための点検・評価を行う際に、地域社会や産業界等、学外の参画を得て客観的な視点を取り入れていますか。

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 取り入れている。  | 4点 |
| 2 取り入れていない。 | 0点 |

#### 要件等

この設問における「点検・評価」とは、大学及び大学院の入学選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援、学修成果、教員組織、施設・設備、社会との接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性について点検・評価していることをいう。「地域社会や産業界等」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等（隣接する市区町村を含む）を主たる所在地とする地方自治体、商工会、企業等とする。他大学は原則として含まない。

委員等として委嘱されている者は学外者として差支えないが、役員等として当該法人や大学等から発令されている者については学外者には含めない。

意見の聴取方法に特に制限はない。大学等として依頼したことがわかる書類（相手への協力依頼文や協定書等）のほかに、対面の場合は議事録等、メールの場合は日付入りのメール文等を根拠資料として保管しておくこと。

本設問については、基準時点で、①学外者を交えた当該取組に係る点検・評価の実施について学内ですでに決定されており、②実際に取組作業を開始していれば、点検・評価が基準時点以降であっても「1」に該当するものとする。

3つのポリシーについては引き続き大学等のホームページで公表されていることを前提とする。

#### 基準時点

平成 29 年 9 月 30 日現在

#### 根拠資料

参画を得るための協定・依頼文・承諾書、点検・評価結果をまとめた資料、会議録等

② 学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 構築されている。  | 3点 |
| 2 構築されていない。 | 0点 |

**要件等**

この設問における「全学的な教学マネジメントの体制」とは、学内規定に基づき、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として設置された組織（合議体であるか否かは問わない。）であって、次のアからオのすべてを満たすものとする。

- ア 構成員として、少なくとも、学長（又は教学担当副学長に相当する職）、全学部長（短期大学・高等専門学校にあつては学科長等の学科の校務をつかさどる者）及び専門的な支援スタッフを含むもの。なお、「専門的な支援スタッフ」とは、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者で、教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない。
- イ 全学部等・研究科の教育活動を対象として活動するもの。
- ウ 教育課程の編成に関する全学的な方針に基づくプログラムの成果を検証し、改革サイクルを確立していること。
- エ 会議資料・議事録など何らかの文書により、活動内容が客観的に確認できるもの。
- オ 合議体である場合には、平成 29 年度の教育課程編成にあたり、2 回以上の開催実績があるもの。

（該当しない例）

- ・ 教員の教育能力向上を目的とするが、教育課程の編成を目的とはしない組織（FDセンター等）
- ・ 学則等で学長を教学上の責任者と位置付けているが、上記の要件に該当する組織がない場合

**基準時点**

平成 29 年 9 月 30 日現在

**根拠資料**

組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

③ 大学等内に IR を担当する部署を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 専門の担当部署を設置し、専従する専任教員又は専任職員を配置している。                               | 5 点 |
| 2 担当部署を設置し、専任教員又は専任職員を配置している。                                      | 4 点 |
| 3 担当部署を設置しているが、専任教員又は専任職員を配置していない。又は担当部署は設置していないが、委員会方式の組織を設置している。 | 3 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。   | 0 点 |

**要件等**

この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。

「IRを担当する部署」とは、「IR」を主たる業務とする部署をいい、組織規程等でその業務について確認できること。なお、法人に設置している場合であっても、大学等における学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を行っている場合は該当する。

（該当例）IR推進室

「1」における「専門の担当部署」とは、「IR」を主たる業務とすることが明確であり、IRに関連またはそこから派生する業務に年間を通じて専従する部署をいう。既

存の部署の一部として行う場合には「1」には該当しない。

「2」及び「3」の「担当部署」の場合は、IR以外の業務を行っているものも含むが、主たる業務はIR業務であること。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令がある者で、「1」の場合は専従の者、「2」の場合には他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、IR室を法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等のIRに携わっていることが明らかであること。

基準時点	平成 29 年 9 月 30 日現在
------	--------------------

根拠資料	組織規程、発令簿、業務記録等
------	----------------

④ SDの実施方針・計画を全学的に策定し、以下の取組を実施していますか。

- ア 3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保証に関するもの
- イ 教学マネジメントに関わる専門的教職員の育成に関するもの
- ウ 大学改革に関するもの
- エ 学生の厚生補導に関するもの
- オ 業務領域の知見の獲得を目的とするもの（総務、財務、人事、企画、教務、研究等）

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 4つ以上実施している。 | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。   | 2点 |
| 3 | 上記以外。       | 0点 |

要件等	SDの実施方針・計画は基準時点にかかるものであること。
-----	-----------------------------

「SD」とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。また、基準時点内で全学的に実施方針・計画を策定し、かつ実施していることを要す。

この設問における「厚生補導」とは、学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等のことをいう。

本設問においては、管理職、特定の部署や新入職員のみ等、一部の教職員を対象としている場合や、対象に事務職員以外の教員や技術職員を含む場合も該当する。

SDの主体的な実施が必要であり、外部団体等が実施する研修への教職員派遣を含まない。他の大学等との合同の場合は、研修を主催又は共催（企画・運営に主体的に関わっていること）が必要となる。

基準時点	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
------	----------------------------------

根拠資料	実施方針・計画を策定した会議の会議録、SDの開催案内、研修資料、開催記録等
------	---------------------------------------

(2) 教育の質向上に関するPDCAサイクルの確立

⑤ シラバスの作成要領等により、以下の内容をシラバスに明記することを全教員に求めていますか。

- ア 準備学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間
- イ 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法
- ウ 授業における学修の到達目標及び成績評価の方法・基準
- エ 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

- |            |    |
|------------|----|
| 1 全て求めている。 | 5点 |
| 2 3つ求めている。 | 3点 |
| 3 上記以外。    | 0点 |

要件等

平成 29 年度に使用するシラバスについて実施していること。  
この設問における「全教員」とは、当該年度に授業を担当するすべての教員をいい、専任・非常勤を問わない。

根拠資料

シラバスの作成要領、教員への依頼文等

⑥ 担当教員以外の第三者が、シラバスの記載内容が適正であるかといった観点からチェックしていますか。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科かつ全学年で実施している。       | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科又は一部の学年のみで実施している。 | 3点 |
| 3 実施していない。                    | 0点 |

要件等

平成 29 年度に使用するシラバスについて実施していること。

「チェック」とは、単なる編集上のチェック（必要事項の記載の有無のみ等）をするだけでは要件を満たさない。当該学部等及び研究科のカリキュラム方針に基づき、組織として命ぜられた者が行うチェックであり、記載内容の改善等を担当教員へ要望することまでを要する。

また、稟議書等の決裁のみで実施している場合は該当しない。なお、チェック対象が一部の科目のみでの実施は「3」とする。

根拠資料

組織から命ぜられた者が職務内容を確認した資料、第三者への組織としての依頼文等

⑦ 学生の学修時間の実態及び学修行動の把握を組織的に行い、②の体制における教育課程の編成に関する全学的な方針の策定の検討に活用していますか。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。     | 5点 |
| 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。 | 2点 |
| 3 行っていない。                   | 0点 |

**要件等**

②の体制とは、設問番号②における、全学的な教学マネジメント体制を指す。したがって、②において選択肢「1」に該当していることを前提とする。

「学生の学修時間の実態及び学修行動の把握」のための手法として、アンケート調査等が考えられるが、学修時間の実態を把握し集計・分析したうえで②の体制における教育課程の編成や全学的な方針の策定に係る検討に活用していること。調査が、悉皆か抽出かは問わない。定量的に把握していない場合は「3」とする。

本設問においては、アンケート調査は抽出（学生の一部）かつ無記名によるものも該当し、また、アンケート調査の一連の作業（配付／回収／集計・分析）について、いずれかが基準時点に実施されていれば該当するものとする。

**基準時点**

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

アンケート調査等の実施に係る書類、集計・分析結果、②の体制の議事録（検討に活用していることがわかるもの）等

⑧ 学生による授業評価の結果について、どのように活用していますか。

- ア 授業評価の結果を集計し、授業の改善を図るための制度的取組（例：評価の高い教員への顕彰や評価が低い教員に対し改善計画の提出を義務付ける等）を行っている。
- イ 担当教員に担当する授業の評価結果を開示し、自主的な改善を促している。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科において、アを実施している。  | 6点 |
| 2 一部の学部等・研究科においてアを実施している。 | 4点 |
| 3 全学部等・研究科においてイを実施している。   | 2点 |
| 4 一部の学部等・研究科においてイを実施している。 | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。          | 0点 |

**要件等**

「ア」の「授業の改善を図るための制度的取組」とは、単に授業評価の結果を回覧、配付等をしたのみでは 該当しない。また、「授業の改善を図るための制度的取組」が、基準時点に示す期間内に行われていれば該当することとする。例えば、平成 28 年 7 月に全学部等・研究科において授業評価を実施し、平成 28 年 9 月（基準時点内）に評価の高い教員への顕彰を行った場合は、「1」に該当する。

「イ」の「授業毎の評価結果」には、個別の授業の評価結果の開示を前提としているため、学部等・研究科の単位で集計した結果のみを開示している場合は、含まれない。ゼミや実習科目等についても、原則として評価対象に含めるものとするが、当該大学等の授業評価の活用方法に合わせて、授業評価及び授業改善の規程等に、改善の対象とする授業科目にゼミや実習科目等を除外している場合で、かつ、当該授業科目を除外していることに明確な理由がある場合はこの限りではない。

新設学部等については、基準時点内での実績の要件とすることができないため、授業評価規程等において、基準時点内に設置する全学部等で、ア又はイに該当する内容が定められていれば、新設学部についてのみ評価結果が活用されていない場合であっても、本設問の選択肢の「全学部等」に該当することとする。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

根拠資料 授業評価に係る規程、授業毎の評価結果等

⑨ 教員の教育面における評価制度を設けていますか。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 全学部等・研究科で設けており、処遇に反映させている。   | 5 点 |
| 2 一部の学部等・研究科で設けており、処遇に反映させている。 | 3 点 |
| 3 設けていない。                      | 0 点 |

要件等

この設問における「評価制度」とは、教育面で優れた教員を評価するための制度があり、かつ、昇任や給与（賞与、手当等を含む）などの処遇（個別の人事制度上の取扱い）に反映させていることをいう。研究面のみの評価の場合や、評価結果を研究費のみに反映させている場合、また、顕彰のみで処遇に反映がない場合は「3」に該当する。

任期付教員は業績評価を行うことが前提であるため、任期付教員のみを対象とするものは該当しない。

基準時点で制度が導入されていれば、評価実績の有無を問わない。ただし、その場合、当該制度が教員に周知されていることを前提とする。

基準時点 平成 29 年 9 月 30 日現在

根拠資料 教員評価制度に係る規程等

⑩ 教員の教育力向上を図るため、FD実施のための組織（委員会等）を設置するとともに、教育を行う全専任教員を対象としてFDを実施していますか。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1 教育を行う全専任教員の全員が参加している。     | 5 点 |
| 2 教育を行う全専任教員の4分の3以上が参加している。 | 3 点 |
| 3 上記以外。                     | 0 点 |

要件等

「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

この設問において専任教員とは、①本年度の5月1日現在で在籍している専任教員であり、②本年度の5月1日現在で受持授業時間があったものとする。そのため、サバティカル制度に基づく海外研究や産休、病休等により5月1日時点で学内にいない者や、研究に専念する教員、助教・助手等で正課の受持時間を持たない者、前年度末で退職した者などは対象外となる。また、参加教員数は、前述の①②に該当する専任教員のうち、前年度の9月1日から本年度の9月30日までにFDに参加した者の実数とする。期間中にFDを複数回実施している場合、1回以上参加していれば参加した者として取り扱うものとする。

必ずしも全ての教員が一堂に会するFDのみではなく、学内の各FD活動に参加することでも該当するものとする。ただし、FD実施のための組織（委員会等）が管理・把握しているものに限る。

基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
根拠資料	F D実施のための組織（委員会等）に係る規程、活動内容を確認できる資料（議事録）、参加者名簿等

⑪ 以下の要件に該当するアクティブ・ラーニングの授業を行っていますか。

**【要件】**

学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生を主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 全学部等かつ全学年で行っている。       | 5 点 |
| 2 一部の学部等又は一部の学年のみで行っている。 | 2 点 |
| 3 行っていない。                | 0 点 |

要件等	学外の特定の組織等との協定書等に基づいて実施していること。 当該設問においては、設問内容に鑑み、学部の複数学科のうち1つの学科で実施している場合など、学部内の一部の実施であっても、当該学部等が実施していることとする。
-----	---

基準時点 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

根拠資料	協定書、シラバス等のアクティブ・ラーニングを実施することが明確にわかるもの、履修者名簿等
------	--

2. 多様な取組に関する評価

⑫ 全授業科目に係る体系性・有機的連携を確保するために履修系統図又はナンバリングを実施していますか。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 全学部等かつ全学年で実施している。       | 3 点 |
| 2 一部の学部等又は一部の学年のみで実施している。 | 1 点 |
| 3 実施していない。                | 0 点 |

要件等	平成 29 年度の全授業科目について実施していること。
-----	-----------------------------

根拠資料	履修系統図、シラバス等
------	-------------

用語解説	この設問における「履修系統図」とは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示す図（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24 年 8 月 28 日中教審答申 P72 下段参照）であり、いわゆるカリキュラム・ツリー等をいう。単に授業科目の配当年次を示す表は、含まない。 この設問における「ナンバリング」とは、カリキュラムの体系性を示すために、各授
------	--

業科目に意味づけされた番号を付与すること（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成24年8月28日中教審答申P71参照）であり、単なる科目の管理番号は含まない。

⑬ オフィスアワーを設定していますか。

- |   |    |
|---|----|
| 1 全教員について設定している。                        | 3点 |
| 2 一部の教員について設定している。                      | 2点 |
| 3 オフィスアワーについて、全学的な方針はなく、個々の教員の判断に委ねている。 | 0点 |

要件等

組織的に、オフィスアワーの取組を実施していること。

本設問でいう「オフィスアワー」とは、授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時まで）のことであり、その時間帯であれば、学生は研究室を訪問することが出来るものをいい、学生に周知されていることを前提とする。また、非常勤教員及び通信教育課程の教員を除き、時間の明記のないものや、予約がある場合のみ教員がオフィス（研究室）に在室するというケースは該当しない。

「オフィスアワー」の対象となる教員は、授業を担当する教員とする。

「1」の「全教員」については、非常勤教員及び通信教育課程の教員も含まれる。

ただし、非常勤教員及び通信教育課程の教員については、授業終了後に教室で質問を受け付ける、又は随時、電子メールで質問を受け付ける等の対応を取っている場合でも該当することとする。

基準時点

平成29年9月30日現在

根拠資料

学生への案内等

⑭ 成績評価においてGPA制度を導入するとともに、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いていますか。

- |  |    |
|--|----|
| 1 全学部等かつ全学年でGPA制度を導入し、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。                              | 3点 |
| 2 1.には該当しないが、全学部等でGPA制度を導入している。または一部の学部等でGPA制度を導入し、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。   | 0点 |

要件等

GPA制度を導入している場合は、教員及び学生に周知されていることを前提とする。

基準時点

平成29年9月30日現在

根拠資料

規程、学則、判定会議資料等

⑮ 学生本人の自らの課程を通じた学修成果の把握や動機付けのためや、授業の改善、教育課程の編成など、教育の向上に資するために、単位認定、学位授与、卒業判定等とは別に、次のいずれかの手法で行っていますか。

- ・ 外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト）
- ・ 学生の学修経験を問うアンケート調査（学修行動調査等）
- ・ 学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用
- ・ 学修ポートフォリオの活用

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。     | 5点 |
| 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。 | 2点 |
| 3 行っていない。                   | 0点 |

**要件等**

一部の科目でのみ実施している場合は「3」とする。

課程を通じた学修成果の把握とは、成績推移等から教育成果を把握することを目的として、学修前と学修後の双方の時点において、学修行動調査やアセスメント・テスト等を実施することによりはじめて得られる。また、アセスメント・テストは単位認定、学位授与及び卒業判定と同様に、学生全員を対象として、学生個人に着目して行われることが必要である。

アセスメント・テストは、国家試験や資格試験等の対策を目的として実施する模擬試験は該当しない。

本設問においては、調査対象は各選択肢における範囲の学生全員、かつ記名式のもの前提とする。在学期間中に少なくとも2回以上実施することを機関決定された調査を、基準時点の期間内に1回以上実施していることが必要となる。

**基準時点**

平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

学修成果の把握に係る資料等

⑯ 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限の設定をしていますか。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1 全学部等かつ全学年で設けている。     | 3点 |
| 2 一部の学部等又は一部の学年で設けている。 | 2点 |
| 3 設けていない。              | 0点 |

**要件等**

平成29年度の履修科目登録について実施していること。

学部等の全授業科目のうち必修科目（選択必修を含む）の割合が90%を超える場合は、当該学部等については上限が設定されているものとみなす。なお、複数の学科がある学部の場合は、全授業科目に占める必修科目の割合を学科ごとに算出し、学部内のすべての学科で当該割合が90%を超えている場合は、要件に該当するものとみなす。

**根拠資料**

学則、履修要綱等

**用語解説** 履修科目の登録上限の設定については、大学設置基準・短期大学設置基準により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めることとされている。

⑰ 学内の教育改革に取り組む教員又は組織（学部等・研究科）を財政的に支援するための予算（いわゆる学長裁量経費等）を設けていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 設けている。  | 3点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

**要件等** 平成29年度予算（補正予算を含む）において設けていること。  
あらかじめ学長裁量経費等として別枠の予算が確保されており、かつ、当該経費が学内における公募による自由競争によって配分されるもの（教育改革に特化したものに限り、用途を限定せずに公募されるものを除く。）が該当する。

**根拠資料** 学長裁量経費を設けていることが明確にわかるもの、規程等

⑱ 学内の委員会等において、大学ポर्टレートで発信している情報の内容や種類に係る検討・見直しを実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 大学ポर्टレートへ参加していることが前提であり、掲載内容に係る検討を行う学内の組織体（検討会、委員会、ワーキンググループ等）にて実施していること。  
基準時点内において、大学ポर्टレートへの掲載内容に関し、「本学の特色」シートの「特色」欄及び「本学の目的-3つの方針」欄への掲載が、詳細リンクの添付のみの場合は、「2」とする。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 検討委員会やワーキンググループ等の会議録や規程、大学ポर्टレート「本学の特色」シートの写し等

### 3. 高大接続改革の推進

⑱ 平成30年度入学者選抜における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）において、入学前にどのような能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、求める学生像を示していますか。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1 全ての学部等において示している。 | 2点 |
| 2 一部の学部等において示している。 | 1点 |
| 3 上記に該当しない。        | 0点 |

#### 要件等

『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参照し、受験生や保護者に伝わるよう具体的かつ分かり易く示すよう留意すること。

#### 根拠資料

入学者選抜要項、学生募集要項等

㉑ 入学者受入れの方針に基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を踏まえた多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施していますか。

ア 平成30年度入学者選抜における一般入試において、学力検査のほか、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーション、調査書、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書、資格・検定試験などの成績、各種大会等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施する。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で実施する。 | 1点 |
| 3 実施しない。       | 0点 |

イ 平成30年度入学者選抜において、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題しますか。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で実施する。 | 1点 |
| 3 実施しない。       | 0点 |

ウ 平成30年度入学者選抜におけるAO入試及び推薦入試において、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、大学独自に実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績、大学入試センター試験の成績、資格・検定試験等の成績、高等学校の教科の評定平均値のいずれかを合否判定に用いますか。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で実施する。 | 1点 |
| 3 実施しない。       | 0点 |

要件等

アにおける「学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜」については、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関し、入学希望者にどのような能力を求めるのか、それをどのような具体的な方法で評価するのかについて、入学者受入れの方針において明確化され、ホームページや各種資料においても明記されていること。

イにおける高等学校学習指導要領で各教科において示された「言語活動」とは、例えば、以下のような活動をいう。

・国語科：討論、解説、創作、批評、編集など

・数学科：「自らの考えを数学的に表現し、根拠を明らかにして説明したり、議論したりする」といった数学的な活動。

また、「記述式問題」とは、例えば、以下のような問題をいう（解答を選択肢の中から選ぶ選択式問題や、問題文から特定の言葉を抜き書きさせたり、年号や人名等の知識を問うなどの数文字程度の単語を答えさせるような短答式問題は含まない。）

- ・文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、論理的な思考力・表現力の発揮が期待できる問題。
- ・記述により自らまとめた考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待できる問題。

なお、記述式の対象教科・科目は問わない。

ウにおける「合否判定」については、単に出願書類としての提出にとどまるものは含まない。

根拠資料

入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学が実施する検査の内容がわかる資料等

⑳ 入学者選抜実施体制を充実・強化していますか。

ア 専門的な専任職員（アドミッション・オフィサー）が、入試・学生募集にかかる企画立案、及び入学者選抜の評価までに参画していますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 参画している。 | 3点 |
| 2 参画していない | 0点 |

イ 入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証を実施している。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1 全ての選抜区分で実施している。 | 4点 |
| 2 一部の選抜区分で実施している。 | 2点 |
| 3 実施していない。        | 0点 |

要件等	<p>アにおける「専門的な専任職員」は、入試及び学生募集にかかる企画立案業務、及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書面審査・面接審査等）の業務において直接的、主体的に関わる専任職員であること。単に各業務の事務作業を行うのみでは該当しない。また、学力検査のみの評価でなく、その他の資料・書類や面接等による多面的・総合的な審査・評価の業務であること。専任教員との協働により業務を実施する場合でも構わないが、教員と同程度の立場での参画であり、各業務において当該職員が一定の権限を有することが規定等から確認できること。なお、評価業務については全ての試験区分、形態について実施している場合に限らず、一部の試験区分や形態の評価を実施していれば該当するものとする。</p> <p>本設問における「専任職員」とは、当該大学等の専任職員として発令されている者とし、専任教員は該当しない。</p> <p>アについては、大学院のみの入学者選抜にかかるものは対象としない。イについては学部等の入学者を対象とし、研究科は除くものとする。</p> <p>入学者の追跡調査とは入学後の学生の成績や活動実績、留年・中退率、卒業後の進路等について調査を行っていることをいう。選抜区分とは、一般入試、推薦入試、AO入試といった選抜方法の別によって区分できる単位をいう。</p> <p>イでは、基準時点内で、追跡調査のみならず選抜方法の妥当性の検証まで完了していることが要件となる。</p>
基準時点	ア、イともに平成28年9月1日～平成29年9月30日
根拠資料	当該職員の担当業務や役割が確認できる資料、規程、議事録等、追跡調査の結果等

⑫ 平成30年度入試において、多様な背景を持つ受験者を受け入れるための定員枠を設けますか。	
1 全ての学部等で設ける。	3点
2 一部の学部等で設ける。	1点
3 設けていない。	0点

要件等	<p>この設問における多様な背景を持つ受験者とは、例えば、以下のような者をいう。なお、「若干名」の定員枠も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門高校から進学を希望する者</li> <li>・ 帰国生徒、日本語を母語としない生徒、留学生</li> <li>・ 特別な支援を必要とする者</li> <li>・ 高等学校や大学の中退等で再チャレンジを志す者</li> <li>・ 学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人</li> <li>・ 地域に貢献したい意欲を有する者</li> <li>・ 科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者</li> </ul>
根拠資料	入学者選抜要項、学生募集要項、規程等

- ⑳ 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取組を実施していますか。
- ア 大学等における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供
  - イ 入学予定者に対する、大学等入学前に取り組むべき課題の提示
  - ウ 高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な協議体制の構築
  - エ 高等学校と大学等との教職員の人事交流又は合同研修
  - オ 大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした「初年次教育」の実施
- 1 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、全て実施。  
同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、3つ以上実施。 3点
  - 2 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、4つ実施。  
同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、2つ実施。 2点
  - 3 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、3つ実施。  
同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、1つ実施。 1点
  - 4 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、2つ以下実施。  
同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、全く実施していない。 0点

**要件等**

アからオについては、一部の学部等で実施しているのみで該当する。

アについては、高校生が大学等における学修を経験する機会が設けられていることを証明できればよく、高等学校との協定書等に基づく必要はない。なお、出前授業やオープンキャンパスにおける模擬授業（大学紹介等を主な内容としたものは不可）等も含まれる。

イにおける「課題」とは、語学等の特定の項目に限らず、入学後の学修において必要であると大学等が判断するものは全て含まれる。推薦入試やAO入試等、一部の選考方法による入学予定者のみを対象としている場合も該当する。

ウにおける「定期的」とは、大学等と高等学校・教育委員会との間で年数回（2回以上）協議を実施すると合意されていること。協議の回数についての制限はない。

オにおける「初年次教育」とは、高等学校から大学等への円滑な移行を図るため、主として大学等の新生を対象に作られた総合教育プログラムを指す。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なる。（例：レポート・論文の書き方、学生生活における時間管理、プレゼン等の技法、学問修得に向けた動機付け等の取組）

**基準時点**

平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

大学と高等学校との連携を確認できる資料、ウについては協議実施に関する合意の文書、オについては「初年次教育」の実施を確認できる資料等

用語解説

この設問における「高等学校」には、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校）を含む。

タイプ2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」(51点満点)

基本的事項に係る評価

(1) 実施体制

① 大学等の所在する都道府県又は市区町村等と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、定期的に連携の具体的な内容に関する協議を行っていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 行っている。  | 2点 |
| 2 行っていない。 | 0点 |

要件等

「大学等の所在する都道府県又は市区町村等」とは、①大学等の所在する都道府県、②大学等の所在する市区町村、③大学等の所在する都道府県内の市区町村、④大学等の所在する市区町村に隣接する市区町村を指す(タイプ2の他の設問及びタイプ3の設問⑤において同じ)。複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、1つ以上の都道府県又は市区町村等と締結をしていれば該当する。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の取組に特化したものでなく、地域貢献について地元自治体と全般的な連携を図る旨の協定であれば該当する。

「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

本設問においては当該大学等と地方自治体の間で、直接的に協定を締結していることとし、当該大学等が加盟しているコンソーシアムが地方自治体と締結しているものは含まない。ただし、複数大学等の代表者の連名で締結している場合は該当するものとする。

基準時点 平成29年9月30日現在

根拠資料 協定書、議事録等

② 外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンター(委員会等)を設置していますか。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 設置しており、専任教員又は専任職員を配置している。  | 5点 |
| 2 設置しており、専任教員又は専任職員は配置していない。 | 3点 |
| 3 設置していない。                   | 0点 |

要件等

この設問における「地域連携のためのセンター」とは、地域貢献を主たる目的とし、大学等の所在する都道府県又は市区町村等、産業界、NPO法人等と連携し、産学連携、地域活性化のためのシンクタンク機能、社会人の学び直し、生涯学習講座などの様々な地域貢献を総合的に行う組織が該当する。したがって、生涯学習講座の窓口や産学連携の窓口といった、一つの取組に特化した組織や総務部等の設置目的が地域貢献でない既存の部署で上記のような業務も行っているといった場合は該当しない。(該当例) 地域連携センター、地域連携推進室等

複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、大学等に地

域連携に係る組織が1つ以上あれば該当する。法人に設置している場合であっても、大学等の地域連携にかかる組織であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の地域連携に携わっていることが明らかであること。

地域連携のための委員会等を設置している大学等については、「2」に該当する。

基準時点	平成 29 年 9 月 30 日現在
根拠資料	組織規程、組織図、発令簿、センターの案内等

③ 地域の課題解決に向けて目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施していますか。

- |   |     |
|---|-----|
| 1 地域の課題解決に向けて、目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等を構造化しており、継続的に関係機関等と協議を実施している。 | 3 点 |
| 2 1には該当しないが、地域の課題解決に向けて、継続的に関係機関等と協議を実施している。                            | 1 点 |
| 3 地域の課題解決に向けた協議を実施していない。  | 0 点 |

要件等	<p>この設問における「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とする。キャンパスが複数ある場合は、いずれかのキャンパスの所在する都道府県市区町村等と協議を実施している場合には該当する。</p> <p>「関係機関等」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等、民間企業、NPO 法人、公益法人、研究機関、金融機関等であり、大学等における地域の課題解決の取組に参画する者を指す。なお関係機関等として大学等の所在する都道府県又は市区町村等が必ず参画するものとする。</p> <p>「課題」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等と大学等が地域の課題として合意したものであり、大学等のみが課題と考える事項は含まれない。</p> <p>「構造化」とは、地域の課題の把握、目標設定、関係機関等との協議、地域連携の取組の実施、取組の評価、更なる協議の継続等のように、地域の課題解決に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていることを指す。</p> <p>「継続的」とは、年1回以上の協議が3か年以上実施されている状態をいう。</p> <p>「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。</p>
-----	---

基準時点	平成 26 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
根拠資料	協議が構造化され関係機関等で合意されていることを示す資料、協議の開催案内等

④ 地方自治体から経済的支援を受けていますか。

- |   |    |
|---|----|
| 1 平成24年度から28年度まで継続的に、「土地廉価使用」「経常費助成」「社会人学生に対する支援」のいずれかの経済的支援を受けている。 | 3点 |
| 2 1には該当しないが、平成24年度から28年度までの5か年度のうち3か年度以上、何らかの経済的支援を受けている。           | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。  | 0点 |

要件等

本設問における「経常費助成」とは、特定の事業を対象とするものでなく、広く経常的経費について補助するものを指す。私立大学等経常費補助金と性格上同様な経常費助成が地方自治体から当該大学等へ交付されている場合に該当する。特定の事業に関する経常費助成は、「2」となる。また、「土地廉価使用」は、市場価格と比べ著しく低い価格であることが説明できるものに限る。

「2」の「何らかの経済的支援」については、「補助金」に限らず、「委託費」や「寄付金」等も含まれるが、結核予防費補助金のように法律・政令等に基づいて実施しなければならない事項に係る経済的支援については対象外とする。

「2」については、経済的支援が年度間を継続していない場合のほか、それぞれの年度において内容の異なる事業で支援を受けている場合も該当する。

基準時点

平成24年4月1日～平成29年3月31日

根拠資料

経済的支援を示す契約書、交付決定通知書等

(2) 貢献内容

⑤ 地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として実施していますか。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 8単位以上（短大・高専は4単位以上）を必修としている。    | 5点 |
| 2 必修としているが8単位未満（短大・高専は4単位未満）である。 | 3点 |
| 3 必修科目とはしていない。                   | 0点 |

要件等

平成29年度に使用するシラバス等において確認できること。

地域を対象とした課題解決型学習等の授業を正課の必修科目（学生が卒業するまでに、履修しなければならないカリキュラム編成となっている必要がある。選択必修科目、選択科目は該当しない。）として実施していること。

この設問における「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とする。キャンパスが複数ある場合は、いずれかのキャンパスが所在する地域と関わる授業を実施していれば該当するものとする。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

資格取得のための実習（病院・教育・調理実習等）は該当しない。

根拠資料

履修要綱、シラバス等

⑥ 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科に設け、聴取している。   | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科に設け、聴取している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0点 |

**要件等**

この設問における「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。

また、聴取した内容を確認できない場合は「3」とする。

この設問における「地方自治体」とは大学等の所在する都道府県又は市区町村等とし、「地元産業界等」とは大学等の所在する都道府県又は市区町村等を所在地とする企業等とする。

**基準時点**

平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5か年のいずれかで実施）

**根拠資料**

聴取内容、時期が確認できる資料等

⑦ 地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 地域の関係機関等と共通で設定した課題について実施している。 | 3点 |
| 2 1には該当しないが、実施している。             | 1点 |
| 3 実施していない。                      | 0点 |

**要件等**

「関係機関等」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等、民間企業、NPO 法人、公益法人、研究機関、金融機関等。

教員個人の研究ではなく、大学等が組織として認めた研究であること。

この設問における「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とする。キャンパスが複数ある場合は、いずれかのキャンパスが所在する地域における研究を実施していれば該当するものとする。

**基準時点**

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

研究内容・時期が確認できる資料、地域からの要望書、協定書等

⑧ 昨年度に卒業した学生のうち企業等へ就職した学生に占める地方企業等へ就職した学生の割合が以下のいずれかに該当しますか。

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 都市部の大学：30%以上<br>地方の大学：85%以上<br>都市部の短期大学及び高等専門学校：20%以上<br>地方の短期大学及び高等専門学校：95%以上                     | 2点 |
| 2 | 都市部の大学：20%以上30%未満<br>地方の大学：75%以上85%未満<br>都市部の短期大学及び高等専門学校：15%以上20%未満<br>地方の短期大学及び高等専門学校：90%以上95%未満 | 1点 |
| 3 | 上記以外。  | 0点 |

要件等

都市部は、①首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」、②近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」、③中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」のいずれかの地域とし、それ以外を地方とする。地方企業等の判断は学生の勤務地とし、平成29年5月1日現在で勤務地が明らかでない場合には、本社所在地で判断すること。

割合の算出にあつては、昨年度に卒業生のあつた設置学部等ごとに算出したもののうち、最も高い得点になる学部等の割合を用いて判断すること。都市部、地方の区別についても当該学部等の所在地にて判断すること（勤務地が海外の場合は、「企業等へ就職した学生」にのみ含めること。

なお、都市部、地方の双方に学部等を設置する大学等にあつては、どちらを選択しても構わない。

この設問における「企業等」とは、会社法第2条第1条で定める「会社」のほか、公務員、自営業、NPO法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等も含む。

「就職した学生」とは、平成28年度内に卒業した学生のうち、以下のa～cに掲げるいずれかに該当する者をいう。

- a. 雇用の期間の定めがなく正規の職員・従業員として雇用された者。なお、条件付任用期間がある場合は、当該期間終了後に正規の職員・従業員として採用されることが通例である場合は対象とする。
- b. 自営業主（個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者）。
- c. 雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね30～40時間程度の者（医療機関において「研修医」として勤務する者を含む）。

基準時点

平成29年5月1日

根拠資料

学生進路調査等

⑨ 地域における教育支援（教育研究の一環としての教職員・学生による児童等への教育活動。高大連携を含む。）、子育て支援（地域の子育て支援への参画、保育の質向上に係る研究・支援）を実施していますか。

- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | どちらも実施している。  | 3点 |
| 2 | どちらかを実施している。 | 2点 |
| 3 | 実施していない。     | 0点 |

**要件等**

この設問で対象となる支援は、正課の授業か正課外かを問わない。ただし、オープンキャンパス等、学生募集を主たる目的とするものは該当しない。また、資格取得を目的とする実習も該当しない。

この設問における「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とし、また、キャンパスが複数あり、一部のキャンパスのみで実施している場合も該当する。教育支援は原則として小学生以上の児童、生徒及びその保護者を対象にする活動、子育て支援は、小学生未満の乳幼児及びその保護者を対象とする活動とする。

**基準時点**

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

支援が確認できる資料等

⑩ 公開講座を実施していますか（28年度実績）。

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 40講座以上実施している（収容定員が2,000人以下の大学においては、25講座以上、短期大学・高等専門学校においては、20講座以上）。 | 5点 |
| 2 | 1～39講座実施している（収容定員が2,000人以下の大学においては、1～24講座、短期大学・高等専門学校においては1～19講座）。  | 3点 |
| 3 | 実施していない。  | 0点 |

**要件等**

この設問における「公開講座」とは、社会一般の教養の啓発を目的として正課の授業とは別に開講されているものであって、資格付与のための講座（当該講座を受講することで一定の資格が付与される講座）ではないものとする（ただし、当該大学が独自に創設した資格を除く）。

（該当例）実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等

講座数は、開講した講座数を、受講者の募集をした講座ごとに1講座として計算すること。（募集したが、受講者が集まらず開講されなかったものは除く）

（該当例）〇〇講座（全5回）＝1講座と計算

「収容定員」については、大学院の研究科（学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学（大学院大学）を除く）、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学除いた学部の合計とする。

**基準時点**

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

募集要項、講座の実施が確認できる資料等

- ⑪ 社会人が就労しながら学修できるよう、学部等又は研究科において、夜間部（昼夜開講制を含む）・第三部・通信教育課程の設置や長期履修制度等の多様な履修形態を整備していますか。
- 1 整備している。 2点
- 2 整備していない。 0点

**要件等** 平成 29 年度の履修形態において整備していること。  
一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

**根拠資料** 募集要項、履修要綱、時間割表等

- ⑫ 昨年度又は本年度に、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条による履修証明プログラムを開講し、社会人受講者に対して修了時に履修証明書を交付していますか。
- 1 交付している。 2点
- 2 交付していない。 0点

**要件等** 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）

②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

③主婦・主夫

**基準時点** 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料** 募集要項、履修証明書、社会人受講者であることがわかるもの（履歴書）等

- ⑬ ⑫を実施している場合、プログラムの策定にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。
- 1 聴取している。 2点
- 2 聴取していない。 0点

**要件等** この設問における「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。  
また、聴取した内容を確認できなければ、「2」とする。  
この設問における「地方自治体」とは大学等の所在する都道府県又は市区町村等とし、「地元産業界等」とは大学等の所在する都道府県又は市区町村等を所在地とする企業等とする。  
設問⑫において選択肢「1」で回答していない場合は、当該設問は「2」となる。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5か年のいずれかで実施）

**根拠資料** 聴取内容、時期が確認できる資料等

⑭ 昨年度又は本年度に、科目等履修生制度に基づき、社会人学生を受け入れていますか。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 全ての学部等・研究科で受け入れている。 | 3点 |
| 2 一部の学部等・研究科で受け入れている。 | 2点 |
| 3 受け入れていない。           | 0点 |

要件等

本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

基準時点

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

根拠資料

規程、募集要項等

⑮ 厚生労働省より、雇用保険法第 60 条の 2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有していますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 有している。  | 2点 |
| 2 有していない。 | 0点 |

要件等

平成 29 年度に講座を有している場合に限る。開講実績の有無を問わない。

基準時点

平成 29 年 9 月 30 日現在

根拠資料

教育訓練講座指定の関連書類、利用案内等

⑯ 社会人学生に対する育児支援（託児室の設置や保育サービス業者との提携等）を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等

本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

託児室の設置や保育サービス業者との提携等により、社会人学生が育児をしながら学修できるための支援体制を整備していること。利用者の有無を問わない。また、キャンパスが複数あり、一部のキャンパスのみで実施している場合も該当する。

基準時点

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

根拠資料

育児支援案内等

⑰ 高齢者の学び直しの観点から、以下のいずれかの事業を実施していますか。

(ア) 定年前後世代を主たる対象にキャリア形成を目的とした学習機会の提供（履修証明プログラムなど、複数回の受講を要するものに限る。）

(イ) 高齢者向けの生涯学習事業

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等

(ア)については定年前後世代を主たる対象としたもの、(イ)については高齢者を主たる対象としたものが該当する。

この設問では、主たる対象者を明示して募集を行っているものであれば、実際の受講者の中に主たる対象者以外の者が含まれていた場合でも該当する。

基準時点

平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料

講座案内、主たる対象者や実施内容が確認できる資料等

**タイプ3「産業界など多様な主体、国内の大学等と連携した教育研究」**（59点満点）

※短期大学及び高等専門学校は、括弧書きの点数がある設問の場合は括弧内の点数を配点する。

**（1）産学連携**

① 産学連携のための部署（委員会等）を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 1 部署を設置するとともに、専任教員又は専任職員を配置している。 | 5点（7点） |
| 2 部署を設置しているが、専任教員又は専任職員は配置していない。 | 3点（5点） |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                 | 0点（0点） |

**要件等**

「産学連携のための部署」とは、産学連携を主たる目的とし、産業界との連携を行う組織とする。（該当例）産学連携センター、産学連携推進室等  
法人に設置している場合であっても、大学等の産学連携にかかる部署であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の産学連携に携わっていることが明らかであること。  
産学連携のための委員会等を設置している大学等については、「2」に該当する。

**基準時点**

平成29年9月30日現在

**根拠資料**

組織規程等

② 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、業界別団体又は企業から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 1 全学部等・研究科に設け、聴取している。   | 5点（7点） |
| 2 一部の学部等・研究科に設け、聴取している。 | 3点（5点） |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0点（0点） |

**要件等**

この設問における「業界別団体」とは、特定の業種に携わる複数の企業から構成される業界別団体又は特定の専門職を構成員とする職能団体とする。

「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。

なお、聴取した内容を確認できない場合は「3」とする。

**基準時点**

平成24年4月1日～平成29年3月31日（5か年のいずれかで実施）

**根拠資料**

聴取したこと及び聴取した内容が確認できる資料等

③ 業界別団体又は企業から実務家教員を迎え、単発の講義ではなく、一学期又は一年を通じた体系的な授業科目を実施していますか。

- |            |        |
|------------|--------|
| 1 実施している。  | 3点(5点) |
| 2 実施していない。 | 0点(0点) |

**要件等**

この設問における「業界別団体」とは、特定の業種に携わる複数の企業から構成される業界別団体又は特定の専門職を構成員とする職能団体とする。

実務家教員については、「業界別団体又は企業」に現役で所属している者が教員として授業科目を担当している場合を対象とし、大学等において教員として発令されていること。専任・非常勤を問わない。

専門職大学院については実務家教員の配置が法令において定められているため、該当しない。

**基準時点**

平成28年4月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

経歴書、シラバス等

④ 学部等又は研究科において複数の企業と協定等に基づき長期インターンシップを実施していますか。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 1か月以上の期間で実施している。      | 3点 |
| 2 2週間以上の期間で実施している。      | 1点 |
| 3 1・2のインターンシップは実施していない。 | 0点 |

**要件等**

「長期インターンシップ」とは、協定等に基づき、2週間～1か月以上の期間にわたり実施され、単位認定を伴うものとし、海外でのインターンシップは含まないこととする。

「2週間以上」は14日以上、「1か月以上」は30日以上と読み替えることができるものとし、協定書等に記載されている日数で判断するものとする。なお、休日（土、日、祝祭日、インターンシップ先の休日など）を除外して算出する必要はない。

協定等に実施期間の記載がない場合は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの間に、当該協定等に基づく2週間～1か月以上の期間にわたるインターンシップが実施されている場合のみ該当するものとする。

資格取得のための実習は該当しない。ただし、当該大学等が設置する全ての学部が医学部等、資格取得のための実習等が必修の学部等のみの場合は、受入先が企業以外の場合も含め「実施している」とする。

**基準時点**

平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

協定書、実施状況がわかるもの等

⑤ 大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指して、アからキの取組を実施していますか。

ア 大学として、産学連携に関する目標・計画を策定している。

イ リサーチアドミニストレータ、産学連携コーディネーター等の産学連携の取組を促進する専門的技能を有する人材の配置を行っている。

ウ 教職員に対し、特許取得・地域の課題解決等の産学連携の取組を奨励し、積極的に評価する仕組み（人事評価上の配慮、賞与への反映等）を設けている。

エ 産学連携や技術移転の専門機関（TLO又は研究開発法人）と連携している。

オ 関係機関等とのネットワーク作り、成果のフィードバック、産学連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施している。

カ 金融機関等が設ける特別の貸付制度等を活用している。

キ 業界別団体又は企業と協定等を締結している。

1	5つ以上実施している。	6点
2	4つ実施している。	4点
3	3つ実施している。	2点
4	2つ実施している。	1点
5	1つ実施している又は全く実施していない。	0点

要件等

この設問のアにおける「産学連携に関する目標・計画」とは、産学連携の体制整備、知財管理、共同研究、人材育成等について、産学連携の総合的な推進方針に記載された目標・計画を指す。

イにおける「専門的技能を有する人材」とは、大学の産学連携の取組を行う上で、その職務が明確に定められており、リサーチアドミニストレータ等の名称で雇用されている者をいう。特別の資格を有している必要はない。

ウにおける「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とする。キャンパスが複数ある場合は、いずれかのキャンパスが所在する都道府県又は市区町村等であれば該当する。

ウにおける「課題」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等と大学等が地域の課題として合意したものであり、大学等のみが課題と考える事項は含まれない。

エにおける「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の別表に規定する法人をいう。

オにおける「構造化」とは、課題の把握、目標設定、関係機関等との協議、産学連携の取組の実施、取組の評価、更なる協議の継続等のように、産学連携に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていることを指す。

オにおける「継続的」とは、年1回以上の協議が3年間以上実施されている状態をいう。

オにおける「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

根拠資料 アからキについて実施した内容が確認できる資料等

⑥ 昨年度、企業との共同研究を実施しましたか。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| 1 実施した（受入総額 100 万円以上）。 | 5 点（2 点） |
| 2 実施した（受入総額 100 万円未満）。 | 3 点（1 点） |
| 3 実施していない。             | 0 点（0 点） |

要件等

この設問における「共同研究」とは、企業の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で研究することをいう。

共同研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

「受入総額」については、共同研究に係る収入について、平成 28 年度決算に帰属する収入額（未収入金を含む。）を集計すること。

基準時点 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

根拠資料 協定書、契約書等

⑦ 昨年度、企業からの受託研究を実施しましたか。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| 1 実施した（受入総額 200 万円以上）。 | 5 点（2 点） |
| 2 実施した（受入総額 200 万円未満）。 | 3 点（1 点） |
| 3 実施していない。             | 0 点（0 点） |

要件等

この設問における「受託研究」とは、企業からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として研究を行うことをいう。

受託研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

「受入総額」については、受託研究に係る収入について、平成 28 年度決算に帰属する収入額（未収入金を含む。）を集計すること。

基準時点 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

根拠資料 協定書、契約書等

⑧ 大学等発のベンチャー企業がありますか。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1 過去 3 年の間に設立された。 | 2 点（—）   |
| 2 ある。             | 1 点（2 点） |
| 3 ない。             | 0 点（0 点） |

要件等

「大学等発のベンチャー企業」とは、国内に設立されたものであり、以下のア～オの 5 つの区分のうち 1 つ以上に該当するものを指す。

（ア）大学等の教職員・研究職員・ポスドク（教職員等）、学生・院生（学生等）を

発明人とする特許をもとに起業（特許による技術移転）

（イ）ア以外の大学等で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業（特許以外による技術移転（または研究成果活用））

（ウ）大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業（人材移転）。現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合には、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。

（エ）大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合（出資）

（オ）上記ア～エのほか、大学等が組織的に関係している場合など（その他関係）

基準時点 平成29年9月30日現在

根拠資料 大学等発のベンチャー企業が設立されたことがわかる資料

## （2）他の国内大学等との連携

⑨ 他の国内大学等（大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）と連携に向けて、以下の取組を実施していますか。

ア 交流協定等（覚書を含む。以下同じ。）に基づく単位互換制度

イ 他の国内大学等とのダブル・ディグリー

ウ 他の国内大学等との共同教育課程

エ 他の国内大学等との連合大学院

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1 全て実施している。 | 4点（—）  |
| 2 3つ実施している。 | 3点（—）  |
| 3 2つ実施している。 | 2点（5点） |
| 4 1つ実施している。 | 1点（3点） |
| 5 実施していない。  | 0点（0点） |

要件等 平成29年度において、単位互換制度を設け、実際に募集の告知を行っていること。一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。同一法人が設置する他の国内大学等との取組は該当しない。

この設問における「ダブル・ディグリー」とは、「複数の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態」を指す。

「共同教育課程」とは、大学設置基準第43条第1項、短期大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第31条第1項、専門職大学院設置基準第32条第1項に規定する課程をいう。

「連合大学院」とは、大学院設置基準第7条の2・第8条4項に規定する大学院をいう。

単位互換制度、ダブル・ディグリー、共同教育課程、連合大学院について、すでに他

大学等とプログラムを導入し、募集している場合には、基準時点に対象者がいない場合であっても該当するものとする。

**根拠資料** 協定書、履修者名簿等、設置認可書類、大学間の協定書、教育課程の内容が分かる資料等

⑩ 他の国内大学等との交流協定等に基づく学生の派遣・受入を実施していますか。

- |   |                                     |        |
|---|-------------------------------------|--------|
| 1 | 1つの大学等との間に派遣・受入両方を実施している。           | 3点(—)  |
| 2 | ある大学等には派遣のみを、他のある大学等からは受入のみを実施している。 | 2点(3点) |
| 3 | 派遣又は受入片方のみ実施している。                   | 1点(2点) |
| 4 | 実施していない。                            | 0点(0点) |

**要件等** 本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。

当該協定は、一定の期間(1学期以上)、相手方の大学等において、単位取得又は研究を行うことを原則とするもの(いわゆる国内留学)に限る。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

同一法人が設置する他の国内大学等との学生の派遣・受入は該当しない。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 協定書、派遣・受入を確認できる資料等

⑪ 他の国内大学等と協定等を締結し、他の国内大学等の教員と協同で教育プログラムや教材の開発等を行い、当該大学等においてその成果に基づく授業科目を実施していますか。

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。  | 3点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。

同一法人が設置する他の国内大学等と実施している場合は該当しない。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 協定書、教材等

⑫ 他の国内大学等と協同でFD又はSDを実施しましたか。

- |   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 教育関係共同利用拠点に認定され、広く他の大学にFDを展開している。 | 4点 |
| 2 | 実施した。                             | 3点 |
| 3 | 実施していない。                          | 0点 |

**要件等** 本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。

大学等間にFD・SDの実施に係る協定等があること。

複数の大学等で実施する場合は、当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。

同一法人が設置する他の国内大学等とのFD又はSDの実施は該当しない。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料 協定書、FD・SDの実施が確認できる資料等

⑬ 他の国内大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等

本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。

同一法人が設置する他の国内大学等との共同利用は該当しない。

大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからウのすべてに該当する大学等（「共同利用・共同研究拠点」の認定を受けており、イ及びウに該当する大学等は「1」とする）。

ア. 他大学等との間で、教育若しくは研究を目的として、大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。

イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備を、他大学等の利用に供していること。

ウ. 大学等の施設・設備について、平成28年9月1日から平成29年9月30日までの間に共同利用に供していること。

ただし、学内施設・設備については、次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

- a. 図書館
- b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
- c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする（校舎の一部等で固定資産台帳上個別に管理されていないものは該当しない）。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料 組織規程、協定書、利用実績が確認できる資料等

⑭ 特定の研究課題について、他の国内大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。

- |            |        |
|------------|--------|
| 1 実施している。  | 3点(2点) |
| 2 実施していない。 | 0点(0点) |

要件等

本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。

同一法人が設置する他の国内大学等との共同研究は該当しない。  
 組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。  
 ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。  
 イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。  
 ウ. 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定等を締結している。  
 ただし、上記に該当する場合であっても、同一法人が設置する他の国内大学等と実施する共同研究に該当する場合は対象外とする。  
 本設問においては、基準時点内で研究に着手した、あるいは基準時点以前から基準時点にかけて継続して実施していることが確認できれば、「1」に該当する。

**基準時点** 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料** 組織規程、紀要、協定書等

- ⑮ 他の国内大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流を実施していますか。
- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 教員及び職員について実施している。      | 5 点 |
| 2 教員又は職員のいずれかについて実施している。 | 3 点 |
| 3 実施していない。               | 0 点 |

**要件等** 本設問の「人事交流」とは、一定の期間、教員（研究員を含む）又は職員の身分で当該大学等の教員（研究員を含む）又は職員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員（研究員を含む）又は職員を当該大学等に教員（研究員を含む）又は職員の身分で迎え入れることを指す。発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。また、本設問における「国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所等は含まない。  
 他の国内大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、実際に教職員の派遣又は受入が行われていること。なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であること。ただし、基準時点内の実績としては派遣又は受入のどちらか一方があれば該当する。  
 交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。  
 一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。  
 同一法人が設置する他の国内大学等との人事交流は該当しない。

**基準時点** 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料** 協定書、派遣又は受入の状況のわかるもの等

## タイプ4「グローバル化への対応」(97点満点)

※短期大学及び高等専門学校は、括弧書きの点数がある設問の場合は括弧内の点数を配点する。

### 基礎要件

タイプ4については、大学等の国際化推進に関するビジョン・方針(国際化ビジョン)が策定されていることが、申請するための要件となる。

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針(国際化ビジョン)が策定されている。

#### 要件等

「国際化ビジョン」とは、以下の内容の3つ以上を含む全学的な国際化の推進に向けたビジョン・方針として機関決定されたものであって、2つ以上の具体的な数値目標を含むものとする。

- ア 学内の国際化(外国人教員・外国人留学生の受入、受入に伴う環境整備)
- イ 学生の海外留学の促進
- ウ 外国語教育の充実
- エ 外国における就業力の育成、外国人留学生の日本での就職支援
- オ 海外大学等との連携
- カ 大学等の所在する地域の地方自治体・企業・地域住民等のグローバル化への貢献(例:地域住民と外国人留学生の交流、外国人留学生の企業インターンシップ、地方自治体・企業のグローバル化戦略の立案への助言 等)

#### 基準時点

平成29年9月30日現在

#### 根拠資料

「国際化ビジョン」に該当する文書

## 評価項目

### (1) グローバル環境の整備

- |  |        |
|--|--------|
| ① (ア) 国際化の推進のための全学的な体制(例:国際交流委員会)、(イ) 国際化の企画・実施を担う常設の担当部署(例:国際室)を整備していますか。 |        |
| 1 いずれも整備している。  | 5点(6点) |
| 2 いずれかのみを整備している。   | 3点(4点) |
| 3 いずれも整備していない。   | 0点(0点) |

#### 要件等

(ア)「国際化の推進のための全学的な体制」とは、学内規定に基づき、全学的な国際化の推進に関する方針の企画立案・実施を目的として設置された組織であって、次の(i)～(iv)のすべてを満たすものとする。

(i) 構成員として、少なくとも、(a)学長又は副学長・理事に相当する職、(b)全学部長(短期大学・高等専門学校にあっては学科長等、学科の校務をつかさどる立場にある者)及び(c)専門的な支援スタッフを含むこと。なお、「専門的な支援スタッフ」とは、国際化の推進について広い見識のある者で、教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない。

(ii) 「基礎要件」ア～カの3つ以上の内容を含む業務を担当するものであること

(iii) 特定の学部等・研究科を対象としたものではないこと。

(iv) 平成28年4月1日～平成29年9月30日の間に開催実績があることが、会議資料・議事録など何らかの文書により客観的に確認できること。

なお、複数の組織が当該業務を分担している場合には、(i)については、いずれか一つの組織が要件を満たすことを要し、(ii)については、各組織が担当する業務の合計数がア～カの3つ以上の内容を含むことを要し、(iii)(iv)については、各組織が要件を満たすことを要する。

(イ)「国際化の企画・実施を担う常設の担当部署」とは、全学的な国際化の推進に関する企画立案・実施を主たる目的として、専任教員又は専任職員が配置された事務組織であって、上記の(ii)、(iii)を満たすとともに、組織規程等でその業務について確認できるものとする。法人に設置している場合であっても、大学等の国際化推進を担う部署であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の国際化の業務に携わっていることが明らかであること。「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。

基準時点 平成29年9月30日現在

根拠資料 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

② 語学力や国際性の点で特に優秀であると考えられる日本人生徒等を対象に、入学者選抜上特別な配慮を講じていますか。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1 全学部等・研究科で講じている。   | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科で講じている。 | 3点 |
| 3 講じていない。           | 0点 |

**要件等**

平成 29 年度入学試験について、入学者選抜上特別な配慮を講じていること。募集していれば、受験・入学の実績を問わない。

(例) 以下の者に対する入学者選抜上の特別な配慮

- ・ TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外国語の能力測定等において 4 技能（読む、書く、聞く、話す）の点で高い評価を受けている者
- ・ 国際バカロレア（IB）において優秀な成績を修めた者
- ・ 高校時代に海外留学経験を有する者 等

**根拠資料**

募集要項等

③ セメスター制を採用していますか

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 三学期制又は四学期制を採用している。 | 3点 |
| 2 二学期制を採用している。       | 2点 |
| 3 採用していない。           | 0点 |

**要件等**

平成 29 年度のカリキュラムについて実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等で採用している場合又は一部の学部等で採用している場合とする。

「2」に該当するものは、全学部等で採用している場合とする。

セメスター制の開講を原則とするが、授業運営上、通年で開講する科目（ゼミ等）等がある場合についても、「1」又は「2」に該当する。

**根拠資料**

シラバス、時間割表等

**用語解説**

「セメスター制」とは、学年を複数の学期に分け、学期ごとに授業を完結させる制度のことを指す。

④ 秋入学実施など入学時期の弾力化を行っていますか。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 1 全学部等・研究科で行っている。   | 3点(2点) |
| 2 一部の学部等・研究科で行っている。 | 1点(1点) |
| 3 行っていない。           | 0点(0点) |

**要件等**

平成 29 年度入学試験について、4 月以外の時期の入学者を受け入れる制度を設けており、実際に 4 月以外の時期に学生を募集していること。

外国人留学生のみを対象とする場合も該当する。

**根拠資料**

募集要項等

⑤ グローバル化対応のためのSD（他大学等との共催で実施するSDや海外の大学での研修を含む。）に係る実施方針・計画を全学的に策定し、実施していますか。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1 策定し、実施している。            | 2点（3点） |
| 2 策定または実施のいずれか一方のみ行っている。 | 1点（2点） |
| 3 いずれも行っていない。            | 0点（0点） |

**要件等**

SDの実施方針・計画は基準時点にかかるものであること。

本設問においては、管理職、特定の部署や新入職員のみ等、一部の職員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

この設問における「SD」とは、グローバル対応のための教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための取組のことをいう。

この設問における「教職員」とは、私立大学等経常費補助金における専任職員のほか、専任教員等や学長等の大学執行部を含める。

SDの主体的な実施が必要であり、外部団体等が実施する研修への教職員派遣を含まない。他の大学等との合同の場合は、研修を主催又は共催（企画・運営に主体的に関わっていること）が必要となる。

**基準時点**

平成28年4月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

SDの開催案内、研修資料、開催記録等

⑥ 日本における就職を希望する外国人留学生の支援のために、以下の取組を実施していますか。

- ア 外国人留学生を対象とした就職説明会
- イ 外国人留学生を対象としたインターンシップ
- ウ 外国人留学生向けの就職相談窓口の設置又は就職相談窓口への外国人留学生担当者の配置
- エ 外国人留学生向けの求人情報の提供

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1 全て実施している。    | 5点（4点） |
| 2 3つ実施している。    | 3点（3点） |
| 3 2つ実施している。    | 2点（2点） |
| 4 1つ実施している。    | 1点（1点） |
| 5 いずれも実施していない。 | 0点（0点） |

**要件等**

上記の取組ア～エのいずれについても、外国人留学生を主たる対象としたものに限る（外国人留学生・日本人学生を全く区別せずに行っている取組は除く）。また、大学等が実施主体となるもの。

ア、イ、エについては、体制整備、または募集等を行っているのみならず、基準時点内にそれぞれ実施が確認できることを要件とする。

**基準時点**

平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料**

就職支援活動の内容が確認できる書類

⑦ 外国語により、大学等に関する以下の情報をホームページで公表していますか。

- ア 入学者選抜に関する情報（入学者選抜の方法、アドミッション・ポリシー、入学者数）
- イ 各学部等・研究科の教育課程
- ウ 各学部等・研究科の学生数・教員数
- エ 卒業後の進路
- オ 財務情報
- カ 自己点検・評価結果

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科で3つ以上公表している。   | 3点 |
| 2 一部の学部等・研究科で3つ以上公表している。 | 2点 |
| 3 2つ公表している。              | 1点 |
| 4 1つのみ公表している又は公表していない。   | 0点 |

要件等

アについては、入学者選抜方法、アドミッション・ポリシー、入学者数の全てについて公表されていること。ただし、留学生を対象とする試験区分のみについての公表でも可とする。

外国語によるホームページの情報量は、日本語のページと同等の情報量でなくても該当するものとする。

基準時点

平成 29 年 9 月 30 日現在

根拠資料

ホームページの公表内容が分かる資料

⑧ 外国人留学生の割合は以下のいずれに該当しますか。

- |               |    |
|---------------|----|
| 1 10%以上       | 3点 |
| 2 7.5%以上10%未満 | 2点 |
| 3 5%以上7.5%未満  | 1点 |
| 4 5%未満        | 0点 |

要件等

「外国人留学生」とは次の i 及び ii が確認できる外国人留学生（正規課程の学生に限る。）をいう。

- i 平成 29 年 5 月 1 日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去 6 か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、平成 29 年 5 月 1 日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者。
- ii 平成 29 年 5 月 1 日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）に在籍する者。ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。
  - a 平成 29 年 5 月 1 日現在で、休学中の者の休学期間が継続して 1 年以上となることが明らかな者
  - b 平成 29 年 5 月 1 日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して 1 年以上となることが明らかな者

**算出方法** 外国人留学生の割合は、学部等と研究科の学生数の合計（平成 29 年度学生定員・現員調査票における現員数の合計。ただし通信教育部を除く。）に占める外国人留学生数の割合をいう。

**基準時点** 平成 29 年 5 月 1 日現在

⑨ 外国人教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 10%以上       | 3点 |
| 2 | 7.5%以上10%未満 | 2点 |
| 3 | 5%以上7.5%未満  | 1点 |
| 4 | 5%未満        | 0点 |

**要件等** 「外国人教員等の割合」とは、専任教員に占める外国人教員等の割合をいう。専任教員とは、平成 29 年度大学等専任教員等・個人票（総括表）の専任教員等数の合計（補助金算定の基礎とならない専任教員等を含む）をいい、外国人教員等とは、専任教員のうち（ア）外国籍の者、及び（イ）国外の大学で学位を取得し、海外で教員又は研究員として通算 3 年以上教育研究に従事した日本国籍の者をいう（学生の身分である間は通算期間に含めない）。

**基準時点** 平成 29 年 5 月 1 日現在

## （2）実践的語学力の習得

⑩ 外国語の到達目標として、TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外部試験を用いていますか。

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 全学部等で用いている。   | 3点 |
| 2 | 一部の学部等で用いている。 | 2点 |
| 3 | 用いていない。       | 0点 |

**要件等** 「外部試験」は、学外の団体が実施するものであれば実施主体を問わない。英語以外の外国語に関する試験も含む。  
「到達目標」は一定の教育の成果としての到達する目標であり、受講要件の設定の場合は該当しない。

**基準時点** 平成 29 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 到達目標が分かる書類

⑪ 昨年度又は本年度に、外国語での教授法に関するFD（他大学等との共催で実施するFDや海外の大学での研修を含む。）を実施していますか。

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。  | 2点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

**要件等**

本設問においては、特定の学部等の教員や新任教員等、一部の教員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

FDの主体的な実施が要件となるため、外部団体等が実施する研修への派遣は含まない。他の大学等と合同の場合は、研修を主催もしくは共催していること（企画・運営に主体的に関わっていること）が必要となる。

**基準時点**

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

FDの開催案内、研修資料、開催記録等

## ⑫ 外国語のみによる授業科目を開設していますか。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 全ての学部等・研究科で開設している。 | 5点(4点) |
| 2 一部の学部等・研究科で開設している。 | 2点(1点) |
| 3 開設していない。           | 0点(0点) |

**要件等**

平成 29 年度に外国語のみによる授業科目を開設していること。

この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。

- ・外国語教育を主たる目的としているもの
  - ・一部日本語で解説を加えるもの
  - ・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの
  - ・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの
- 外国人留学生のみを対象とした授業科目は該当しない。

**根拠資料**

シラバス等

## ⑬ 外国語のみによる授業科目のみの履修で卒業又は課程を修了することができますか。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 卒業又は課程を修了できる。 | 5点 |
| 2 上記に該当しない。     | 0点 |

**要件等**

平成 29 年度に当該履修形態があること。

この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。

- ・一部日本語で解説を加えるもの
  - ・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの
  - ・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの
- 外国人留学生のみを対象とした履修形態は該当しない。

一部の学部等・研究科の一部の学科やコース等で行っている場合も該当する。

**根拠資料**

履修要綱、シラバス等

⑭ 外国語教育において、能力別クラス編成を実施していますか。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1 全学部等で実施している。   | 3点(4点) |
| 2 一部の学部等で実施している。 | 1点(3点) |
| 3 実施していない。       | 0点(0点) |

要件等

平成29年度に使用するシラバス等において確認できること。

「習熟度に応じたクラス編成」には、プレイスメントテストの成績に基づく大学がクラス編成をする場合のみならず、大学が各クラスで必要とされる能力の目安を示し、学生がそれを参考にクラスを選択する場合も含む。

根拠資料

シラバス等

⑮ 英語教育において、少人数クラス（1クラス20人以下）を実施していますか。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 全学部等で実施している。   | 3点 |
| 2 一部の学部等で実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。       | 0点 |

要件等

平成29年度に使用するシラバス等において1クラス20名以下のクラス編成方針であることが確認できること。実績があるのみでは該当しない。

根拠資料

シラバス等

⑯ ITを活用した語学の自主学習支援（大学等・自宅でのe-Learning等）を実施していますか。

- |            |        |
|------------|--------|
| 1 実施している。  | 3点(4点) |
| 2 実施していない。 | 0点(0点) |

要件等

大学等において、何らかの方法で学生の学習状況を把握していること。

基準時点

平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料

学習支援の内容が分かる資料等

⑰ 外国語に関する外部試験について、単位認定制度・対策講座・受講料補助制度を実施していますか。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1 2つ以上を実施している。   | 3点(4点) |
| 2 いずれか1つを実施している。 | 2点(3点) |
| 3 いずれも実施していない。   | 0点(0点) |

要件等

「外部試験」は、学外の団体が実施するものであれば実施主体を問わない。英語以外の外国語に関する試験も含む。

「受講料補助制度」は対策講座の受講に係る経済的支援とし、当該大学が直接費用を負担するものとする。受験料補助のみでは該当しない。

基準時点

単位認定制度・受講料補助制度の有無：平成29年9月30日現在  
対策講座：平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料 単位認定制度・対策講座・受講料補助制度の内容が分かる資料

⑩ (ア)外国人留学生又は外国人教員と日本人学生が外国語で交流するためのスペース(英語村等)や(イ)外国人留学生と日本人学生が共生する国際寮を設けていますか。

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | いずれも設けている。  | 3点 |
| 2 | いずれかを設けている。 | 2点 |
| 3 | いずれも設けていない。 | 0点 |

要件等 「外国語で交流するためのスペース」は常設のもののほか、定期的実施(週3日等)するものも該当するが、不定期に開催するもの(国際交流イベント等)は含まない。「国際寮」は、第一義的に国際交流を目的として設置しているものとする。いずれも特定の学部等の学生のみならず、全学の学生が利用可能なものとする。ただし、複数のキャンパスを有する大学等においては、主たるキャンパスで学ぶ学生が利用可能なものであればよい。

基準時点 平成29年9月30日現在

根拠資料 交流スペース、国際寮の概要が分かる資料等

⑩ 学部等又は研究科段階で、外国語でのアカデミック・ライティング(外国語での学術論文の書き方)を教える授業科目を開設していますか。

- |   |          |        |
|---|----------|--------|
| 1 | 開設している。  | 3点(1点) |
| 2 | 開設していない。 | 0点(0点) |

要件等 当該授業科目全体を通して外国語でのアカデミック・ライティングを教えるものであること。授業科目の一部の回のみでアカデミック・ライティングを取り扱うものは該当しない。授業科目は、選択科目でも構わない。一部の学部等又は研究科で開設していれば、「1」とする。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年9月30日

根拠資料 シラバス等

### (3) 学生の留学促進

⑩ 日本人学生に対し、在学中の海外留学(海外の大学における単位取得を目的としたものに限る。)を必修化していますか。

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 全ての学部等・研究科で必修化している。 | 5点 |
| 2 | 一部の学部等・研究科で必修化している。 | 3点 |
| 3 | 必修化していない。           | 0点 |

**要件等**

平成 29 年度に当該履修形態があること。

学部等のうち、一部の学科、コース等の学生のみ必修としている場合も、当該学部等が該当するものとする。

**根拠資料**

募集要項、履修要綱、シラバス等

## ⑳ 海外でのインターンシップを実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 3 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等**

大学等を介して海外でのインターンシップが実施されていること。

実施期間は問わない。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

**基準時点**

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料**

募集要項、協定書、参加者名簿、実施内容（受入先名、期間等）が分かる資料等

## ㉑ 海外の大学へ留学した学生の割合が以下のいずれかに該当しますか。

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1 10%以上       | 5 点 |
| 2 7.5%以上10%未満 | 4 点 |
| 3 5%以上7.5%未満  | 3 点 |
| 4 3%以上5%未満    | 2 点 |
| 5 1%以上3%未満    | 1 点 |
| 6 1%未満        | 0 点 |

**要件等**

「海外大学へ留学」とは、海外の大学における学位取得を目的とした教育又は研究等のほか、学位取得を目的としなくても単位取得が可能な学習活動や、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等をいい、大学等間の協定等に基づかない留学も含む。

実施期間は問わない。

**算出方法**

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に海外大学へ留学した学生数の合計を全学生数の合計（学生定員・現員調査票における現員数の合計。ただし通信教育部を除く。）で除して算出するものとする。

**基準時点**

留学者数：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

学生総数：平成 28 年 5 月 1 日現在

**根拠資料**

留学者・留学先・留学期間等が分かる一覧

#### (4) 海外大学との交流等

⑳ 海外の大学と単位互換に係る大学間交流協定を締結していますか。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 協定を締結し、学生の派遣実績がある。  | 2点 |
| 2 協定を締結しているが、派遣実績はない。 | 1点 |
| 3 協定を締結していない。         | 0点 |

##### 要件等

本設問における「単位互換」は、「大学等が相互に他大学の学生の聴講を認め、学生が教育研究上の必要から在学以外に他の大学等の授業に出席し、所定の試験への合格などにより一定の学修を修めたことを確認した上で、その結果を在学における単位として認定するもの」を指すこととする。

「派遣実績」とは、平成28年9月1日から平成29年9月30日の間に半年又は半期以上の派遣実績があることとする。

学部等間又は研究科間レベルの協定であっても、海外の大学との間に「単位互換に係る大学間交流協定」を締結している場合は、該当するものとする。

##### 根拠資料

協定書、派遣が確認できる資料等

㉑ 海外の大学とダブル・ディグリーに係る大学間交流協定を締結していますか。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 協定を締結し、学生の派遣実績がある。  | 2点 |
| 2 協定を締結しているが、派遣実績はない。 | 1点 |
| 3 協定を締結していない。         | 0点 |

##### 要件等

「派遣実績」とは、平成28年9月1日から平成29年9月30日の間に半年又は半期以上の派遣実績があることとする。この設問における「ダブル・ディグリー」とは「我が国の大学と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態」を指す。

学部等間又は研究科間レベルの協定であっても、海外の大学との間に「ダブル・ディグリーに係る大学間交流協定」を締結している場合は、該当するものとする。

##### 根拠資料

協定書、派遣が確認できる資料等

㉒ 海外大学との間でサマースクールを実施していますか。

- |            |        |
|------------|--------|
| 1 実施している。  | 2点(4点) |
| 2 実施していない。 | 0点(0点) |

##### 要件等

本設問でいうサマースクールとは、大学等の長期休暇期間(夏期休暇等)を利用して海外大学と共同で実施する、短期の国際交流プログラムで、正課の授業とは別に開講するものであることとする。

大学等を介してサマースクールが実施されていること。また、大学等が主体的に実施するものであること(学校が自ら海外大学との協定等により開催している場合や大学

が契約の当事者となっているもの)。サマースクールの開催地は、海外・日本のいずれでもよい。ただし、日本で行われるものは、海外大学の学生が参加するものに限る。

**基準時点** 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料** 開催案内、実施報告書等

②⑥ 海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定を締結していますか。

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年又は半期以上の交流実績がある。 | 5 点 (3 点) |
| 2 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年又は半期未満の交流実績がある。 | 3 点 (2 点) |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                        | 0 点 (0 点) |

**要件等** 本設問の「人事交流」とは、一定の期間、教員又は研究員等の身分で当該大学等の教員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員を当該大学等に教員又は研究員等の身分で迎え入れることを指し、発令等を伴わずに単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。交流中の身分の常勤・非常勤の別は問わない。人事交流に関する協定等が締結されており、教育研究目的で実際に教員の派遣又は受入が行われていること。

なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であることが必要とするが、「交流実績」については、基準時点内に派遣又は受入のどちらか一方があれば該当するものとする。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

**基準時点** 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

**根拠資料** 協定書、派遣・受入が確認できる資料等

②⑦ 海外における活動拠点（教育研究を行うためのサテライトオフィスを含む）を設置していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 設置している。  | 2 点 |
| 2 設置していない。 | 0 点 |

**要件等** この設問における「活動拠点」とは、大学等が海外において実施する現地大学との交流活動や共同で行う教育研究、外国人留学生の募集、教員若しくは研究者の招へい、又は教育事情の情報収集等を目的として設置する事務所等の施設をいう。

**基準時点** 平成 29 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 活動拠点及びその活動内容が確認できる資料等

(5) 地域のグローバル化への貢献等

⑳ 外国人留学生又は外国人教員と地域住民との交流の機会を設けていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 設けている。  | 2点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

**要件等** 上記の「交流の機会」は、大学等が主催するものであり（学生等が自主的に開催するものは含めない）、かつ、学内の主たる参加者として、外国人留学生又は外国人教員を対象としているものに限る。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 開催案内、開催記録等

㉑ 地域の住民や小、中、高等学校等を対象にグローバル化に関する講座を行っていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 行っている。  | 2点 |
| 2 行っていない。 | 0点 |

**要件等** グローバル化に関する講座とは、公開講座や出前授業などにより、グローバル化をテーマ（外国語の講座も含む）とした講座を行っているものとする。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 開催案内、開催記録等

㉒ 当該地域に係る認知度が海外で高まることを目的とした情報発信を行うため、地方自治体や地元産業界等との連携及び活動を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 大学等の所在する都道府県又は市区町村等、地元産業界等と協議を行い、当該地域が行う海外への情報発信に対する協力（通訳ボランティア、外国語によるHPや観光ガイドの作成支援等）を実施しているものとする。  
ただし、地域に居住する外国人への情報発信は該当しない。

**基準時点** 平成28年9月1日～平成29年9月30日

**根拠資料** 地方自治体や地元産業界等との協定書や依頼文、承諾書、会議録、メール等、連携内容が分かるもの、実績報告等